

小規模企業のみなさまに



■「相談指導」

■「各種制度」

融資 設備貸与 信用保証 共済

平成30年6月

融 資

■ 各種融資制度—経営安定や設備投資のための資金を必要とするとき—

制 度 名		利 率	融 資 期 間	限 度 額	
小規模企業等 振興資金	通 常 資 金	年 1.3%～年 1.6%	設備 1 年超～10 年 運転 1 年超～7 年	5,000 万円	
	小 口 資 金	年 1.1%～年 1.3%	設備・運転 7 年以内	2,000 万円 (申込額を含め保証協会保証付き融 資残高が 2,000 万円以内である こと)	
一 般 事 業 資 金		金融機関所定 (固定) 年 1.3%以内	運転 1 年以内	2 億円	
		年 1.4%～年 1.7%	設備 1 年超～10 年 運転 1 年超～7 年		
中 小 企 業 組 織 強 化 資 金		商工中金所定	運転 1 年以内	3 億円	
経 済 環 境 適 応 資 金	サ ポ ー ト 資 金	セーフティネット 〔責任共有制度対象外資金は ○ 内の利率〕	年 1.2(1.1)%～ 年 1.5(1.4)%	設備・運転 1 年超～10 年	8,000 万円
		経 営 あ ん し ん	年 1.2%～年 1.4%	運転 1 年超～7 年	8,000 万円
		経 済 対 策 特 別 (平成 31 年 3 月 31 日まで)	年 1.2%～年 1.5%	設備・運転 1 年超～10 年	1 億円
		条 件 変 更 改 善	年 1.5%～年 1.7%	設備・運転 1 年超～15 年	2 億 8,000 万円
	パ ワ ー ア ッ プ 資 金	金融機関所定 (固定) 年 0.8%以内～ 年 1.3%以内 (一部利子補給あり)	設備 1 年超～10 年 運転 1 年超～7 年 (輸出品の製造・加工・集荷又は製品等の輸入を 行うための運転資金については 1 年以内、 補助金つなぎ資金は 2 年以内)	1 億 5,000 万円 (輸出品の製造・加工・集荷又は製 品等の輸入を行うための運転資金に ついては 1,500 万円、補助金つなぎ 資金は交付決定額)	
	(企業立地 ・地域未来投資)	金融機関所定 (固定) 年 1.0%以内～ 年 1.5%以内	設備 1 年超～15 年 運転 1 年超～7 年	2 億円	
	(設備投資促進枠) (平成 31 年 3 月 31 日まで)	金融機関所定 (固定) 年 1.0%以内～ 年 1.2%以内	設備 1 年超～10 年	1 億 5,000 万円	
	(金融機関提案型)	金融機関所定 (固定)	金融機関所定 (設備・運転)	金融機関所定	
	(クラフトファンディング 活用促進枠)	金融機関所定 (固定) 年 1.1%以内～ 年 1.3%以内	設備 1 年超～10 年 運転 1 年超～7 年	1 億 5,000 万円	
	(協調推進枠)	年 0.8%～年 1.1%	設備 1 年超～10 年 運転 1 年超～7 年	3,500 万円 (個人が新たに開業する場合で、 2,000 万円を超過する金額につい ては自己資金と同額が限度。)	
	創 業 等 支 援 資 金				
	再 生 ・ 事 業 承 継 支 援 資 金	再 生	年 1.6%～年 1.7%	設備 1 年超～10 年 運転 1 年超～7 年	1 億円
		事 業 承 継	金融機関所定 (固定) 年 1.2(1.0)%以内～ 年 1.5(1.3)%以内 〔あいち事業承継ネットワー ク利用者は ○ 内の利率〕	設備 1 年超～10 年 運転 1 年超～7 年	2 億 8,000 万円

(注) 利率については平成 30 年 4 月 1 日現在

中小企業組織強化資金を除き、原則として愛知県信用保証協会の信用保証が必要です。

制度の詳細は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html>

問い合わせ：愛知県産業労働部中小企業金融課 ☎ (052) 954-6333

■小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資＝**経**）

－小規模事業者の方が無担保・無保証人で経営改善のための資金を必要とするとき－

貸付対象	従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模事業者	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
資金使途	設備資金・運転資金	利率	年1.11%
限度額	2,000万円	融資機関	日本政策金融公庫

東日本大震災により被害証明書等を受けた方で、商工会議所等が策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行う方は、下記のとおり拡充されます。

限度額	2,000万円+別枠1,000万円	利率	当初3年間 年1.11%－0.9% (別枠の1,000万円以内) 4年目以降 年1.11%
-----	-------------------	----	---

(注) 利率については平成30年5月16日現在

問い合わせ：愛知県商工会連合会

☎(052)562-0040

各商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会

□設備貸与

－設備を割賦またはリースで導入したいとき－

割賦制	対象企業	従業員 50人以下※従業員数によって一部要件があります。
	限度額	100万円～1億円
	償還期間	5年又は7年 1年間の据置後、半年賦又は月賦払
利率	①年1.21% ②年1.98% ③年2.28%（*） （経営・財務内容に応じて「弾力料率」を適用します。） （商工会議所・商工会でお申込みいただきますと、利率が0.1%優遇されます。）	
リース制	対象企業	従業員 50人以下※従業員数によって一部要件があります。
	限度額	100万円～1億円
	リース期間及び月額リース料率	3年～7年 月1.275%～2.944%（*） （経営・財務内容に応じて「弾力料率」を適用します。） （据置期間はありません。商工会議所・商工会でお申込みいただきますと、利率が優遇されます。）

（*）経営革新計画に基づき設備を導入する場合、ISOの認証を取得している場合は利率が優遇されることがあります。

問い合わせ：（公財）あいち産業振興機構 経営支援部 設備投資支援グループ ☎(052)715-3067
各商工会議所・商工会

□信用保証

－資金借入れのために信用保証を必要とするとき－

対象者	中小企業者・協同組合等
保証限度額	会社・個人事業者・医療法人等 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 （このほかに、経営安定関連保証等については、各々別枠が設けられています）
信用保証料率	一般料率 年0.45%～年1.90% （保証制度によって異なりますので、詳しくは保証協会へお問い合わせください）

問い合わせ：愛知県信用保証協会 名古屋市中村区椿町7-9 フリーダイヤル(0120)454-754

西三河支店 岡崎市久後崎町字宮前17 ☎(0564)55-5500

東三河支店 豊橋市大橋通2-125 ☎(0532)57-5611

愛知県産業労働部中小企業金融課

☎(052)954-6333

共 済

■小規模企業共済制度

—個人事業主、共同経営者及び会社等役員のみなさまに退職金をお支払いします—

加入資格	<ul style="list-style-type: none"> 建設業、製造業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は5人以下）の個人事業主、会社等役員 小規模企業者たる個人事業主の共同経営者（一事業主につき2名まで） 一定規模以下の企業組合、協業組合及び農事組合法人の役員、工業法人の社員
掛 金	毎月の掛金は1,000円から70,000円まで（500円単位・加入後の増減額可能）
共 済 金 支 払 事 由	<p>共 済 金 A：・個人事業を廃業した場合（事業主が死亡した場合を含む）、法人が解散した場合 ・配偶者・子以外に個人事業の全部を譲渡した場合。 ・配偶者・子に個人事業の全部を譲渡（※平成28年4月1日以降）した場合、等</p> <p>共 済 金 B：・高齢給付（65歳以上で15年以上掛金を納付した場合。加えて、会社等役員の場合は、退任日（※平成28年4月1日以降）において65歳以上（掛金納付月数6ヶ月以上）の場合） ・会社等役員の病気・怪我・死亡等による退任</p> <p>準 共 済 金：・配偶者・子に個人事業の全部を譲渡（※平成28年3月31日以前）した場合 ・法人の解散及び病気や怪我以外の理由で役員を退任した場合（※退任日が平成28年4月1日以降の場合は65歳未満の方にのみ適用（掛金納付月数12ヶ月以上））、等</p> <p>解約手当金：任意解約、12か月以上の掛金の滞納（掛金納付月数12ヶ月以上）、等</p> <p>※印：平成28年4月1日付け、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第61号）の施行に伴い、同日付け施行された小規模企業共済法（制度）に係る共済事由の改正部分。</p>
制度の特色	<ul style="list-style-type: none"> 掛金は全額所得控除 共済金（一括受取り）は退職所得扱い、（分割受取り）は公的年金等の雑所得扱い、 共済金受取り方法：一括受取り又は分割受取り（併用可）

問い合わせ：愛知県商工会連合会

☎ (052) 562-0030

各商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会

愛知県中小企業団体中央会 総務部

☎ (052) 485-6811

独立行政法人中小企業基盤整備機構

☎ (050) 5541-7171

■中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

—中小企業の連鎖倒産を未然に防ぐため、毎月積み立て、加入後6か月以上を経過後、万一取引先事業者が倒産し、売掛金債権等について回収困難となった場合に、共済金貸付けが受けられます—

加入資格	1年以上事業を行っている中小企業者
掛 金	毎月の掛金は5,000円から20万円まで（5,000円単位・加入後の増減額可能）
制度の特色	<ul style="list-style-type: none"> 貸付額は掛金総額の10倍の範囲内（最高8,000万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内 掛金の税法上の扱い：法人は損金、個人は必要経費 無担保・無保証人・無利子 （ただし、貸付を受けた共済金額の10分の1に相当する額は、掛金総額から控除されます）

問い合わせ：愛知県商工会連合会

☎ (052) 562-0030

各商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会

愛知県中小企業団体中央会 総務部

☎ (052) 485-6811

独立行政法人中小企業基盤整備機構

☎ (050) 5541-7171

□あいち産業振興機構

応援します！あいちの中小・小規模企業

愛知県内の中小・小規模企業を支援するため、愛知県の100%出資のもとに設立された公益法人で、知事から法律に基づき指定された県内唯一の中小企業支援センターです。また、愛知県よろず支援拠点、愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点、あいち事業承継ネットワーク事務局の運営も行っています。

主な業務

- 経営の総合支援
経営相談（経営、金融、税務、技術、IT、販路開拓、事業承継等）、専門家派遣（含むBCP）
- 取引先開拓の支援
取引の紹介・あっせん、商談会の開催、下請かけこみ寺（苦情、紛争）
- 設備投資の支援
小規模企業者等設備貸与事業（設備の割賦販売・リース）
- 創業・新事業の支援
創業プラザあいち（創業相談、創業準備スペースの貸出(事前審査あり)）、セミナー・講座の開催（あいち創業道場（有料）、土曜集中講座（有料）、女性起業家セミナー、起業家経営ゼミナール、創業ビギナーセミナー）、新あいち中小企業応援ファンド（仮称）、三機関協働学び合いプロジェクト（三機関協働支援事業）
- 国際ビジネスの支援
国際ビジネス相談、セミナー・講座の開催、海外ビジネスハンズオン支援
- 情報提供・IT活用支援
インターネットによる情報提供、各種ITセミナー・講座の開催
- 知的財産に関する支援
知財総合支援窓口（窓口相談（専門家相談を含む。）、専門家派遣）、外国出願（特許・実用新案・意匠・商標）の支援

詳しくは、あいち産業振興機構パンフレットをご覧ください。

http://www.aibsc.jp/Portals/0/somu/あいち産業_業務案内.pdf

問い合わせ：（公財）あいち産業振興機構

総合案内 電話 052-715-3063

HP <http://www.aibsc.jp/>

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38

愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14・15・18階

□あいち産業労働ガイドブック

この地域の機関で実施している産業労働に関する様々な施策を、わかりやすく整理し、紹介したものです。

リンク先：<http://www.pref.aichi.jp/sanro/guidebook/pdf/all.pdf>

□商工会・商工会議所

愛知県商工会議所連合会 052-223-5610 <http://www.aichipf-cci.jp/>

愛知県商工会連合会 052-562-0030 <http://www.aichiskr.or.jp/>

経営支援	税務・経理・労務・BCP（事業継続計画）等の各種経営相談および講習会 弁護士等による専門相談 経営安定（倒産防止）相談 記帳指導、労働保険事務代行、小規模企業共済事務
技術	技術向上のための情報提供 各種講習会、研修会
事務	工業系の診断士による専門相談 簿記講座 パソコン講習 各種技能講習 若手経営者・後継者研修

県内の商工会議所・商工会の連絡先

商工会議所名	電話	商工会議所名	電話	商工会議所名	電話
名古屋商工会議所	(052)223-5756	津島商工会議所	(0567)28-2800	安城商工会議所	(0566)76-5175
一宮商工会議所	(0586)72-4611	半田商工会議所	(0569)21-0311	西尾商工会議所	(0563)56-5151
瀬戸商工会議所	(0561)82-3123	常滑商工会議所	(0569)34-3200	豊田商工会議所	(0565)32-4567
春日井商工会議所	(0568)81-4141	東海商工会議所	(0562)33-2811	豊橋商工会議所	(0532)53-7211
犬山商工会議所	(0568)62-5233	大府商工会議所	(0562)47-5000	豊川商工会議所	(0533)86-4101
江南商工会議所	(0587)55-6245	岡崎商工会議所	(0564)53-6161	蒲郡商工会議所	(0533)68-7171
小牧商工会議所	(0568)72-1111	碧南商工会議所	(0566)41-1100		
稲沢商工会議所	(0587)81-5000	刈谷商工会議所	(0566)21-0370		

商工会名	電話	商工会名	電話	商工会名	電話
守山商工会	(052)791-2500	大治町商工会	(052)442-4511	岡崎市ぬかた商工会	(0564)82-3077
鳴海商工会	(052)896-3331	蟹江町商工会	(0567)95-1809	みよし商工会	(0561)34-1234
有松商工会	(052)621-0178	飛島村商工会	(0567)52-1002	藤岡商工会	(0565)76-2612
尾西商工会	(0586)62-9111	弥富市商工会	(0567)65-3100	小原商工会	(0565)65-2540
尾張旭市商工会	(0561)53-7111	愛西市商工会	(0567)24-6122	足助商工会	(0565)62-0480
岩倉市商工会	(0587)66-3400	知多市商工会	(0562)55-0700	下山商工会	(0565)90-2602
豊明市商工会	(0562)93-6666	阿久比町商工会	(0569)48-7085	旭商工会	(0565)68-2620
東郷町商工会	(0561)38-0821	東浦町商工会	(0562)83-6123	稲武商工会	(0565)82-2640
日進市商工会	(0561)73-8000	内海商工会	(0569)62-0403	新城市商工会	(0536)22-1778
長久手市商工会	(0561)62-7111	豊浜商工会	(0569)65-0004	設楽町商工会	(0536)62-0004
豊山町商工会	(0568)28-3800	師崎商工会	(0569)63-0349	東栄町商工会	(0536)76-0530
北名古屋市商工会	(0568)25-0001	美浜町商工会	(0569)82-3951	津具商工会	(0536)83-2114
清須市商工会	(052)400-3008	武豊町商工会	(0569)73-1100	豊根村商工会	(0536)85-1033
大口町商工会	(0587)95-2557	岡崎市六ツ美商工会	(0564)43-2502	音羽商工会	(0533)88-2881
扶桑町商工会	(0587)93-5111	知立市商工会	(0566)81-0904	一宮商工会	(0533)93-2088
祖父江町商工会	(0587)97-5800	高浜市商工会	(0566)53-1827	小坂井商工会	(0533)78-3333
平和町商工会	(0567)46-0031	一色町商工会	(0563)72-8276	御津町商工会	(0533)76-3737
木曾川商工会	(0586)87-3618	西尾みなみ商工会	(0563)32-1141	田原市商工会	(0531)22-6666
あま市商工会	(052)442-8831	幸田町商工会	(0564)62-0120	渥美商工会	(0531)33-0441

お気軽にご利用ください

経営について相談したいとき

金融・税務・労務・経理・記帳・BCP（事業継続計画）などの指導・あっせん
商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会へ

金融・融資について相談したいとき

- ・県融資制度全般について
愛知県産業労働部中小企業金融課 ☎ (052) 954-6333
- ・信用保証について
愛知県信用保証協会 総合相談窓口 ☎ 0120-454-754

創業について相談したいとき

創業コーディネーターによる相談
創業準備スペース及び交流・情報提供スペースの提供
（公財）あいち産業振興機構
新事業支援部 創業・新事業育成グループ（愛知県産業労働センター14階）
☎ (052) 715-3075
ホームページ <http://www.aibsc.jp/> 電子メール info-shinijigyo@aibsc.jp

専門家による相談・助言を受けたいとき

よろず支援拠点コーディネーターによる相談
愛知県よろず支援拠点（愛知県産業労働センター14階）☎ (052) 715-3188
マネージャーによる相談
経営・技術専門家派遣（中小企業1/3、小規模企業1/5自己負担）
専門家による経営診断
（公財）あいち産業振興機構
統括・担当マネージャー（愛知県産業労働センター14階）
☎ (052) 715-3071
経営支援部 経営アドバイスグループ（愛知県産業労働センター14階）
☎ (052) 715-3070
ホームページ <http://www.aibsc.jp/> 電子メール info-advice@aibsc.jp

事業承継について相談したいとき

事業承継全般について
あいち事業承継ネットワーク事務局 ☎ (052) 589-2234
事業承継税制について
愛知県産業労働部中小企業金融課 ☎ (052) 954-6332

経営・技術情報を入手したいとき

メールマガジンの発行、インターネットによる情報提供
（公財）あいち産業振興機構
情報・国際ビジネス部 情報推進グループ（愛知県産業労働センター14階）
☎ (052) 715-3064
ホームページ <http://www.aibsc.jp/> 電子メール info-joho@aibsc.jp
インターネットによる技術情報の提供
あいち産業科学技術総合センター
☎ (0561) 76-8301
ホームページ <http://www.aichi-inst.jp/> 電子メール acist@pref.aichi.lg.jp

組合の設立など組織化を図りたいとき

- ・組合設立・運営の相談・指導など
愛知県産業労働部中小企業金融課 ☎ (052) 954-6332
愛知県中小企業団体中央会 ☎ (052) 485-6811
愛知県商店街振興組合連合会 ☎ (052) 563-0550

取引について相談したいとき

- 取引の紹介・あっせん
(公財) あいち産業振興機構 経営支援部 取引振興グループ (愛知県産業労働センター14階)
☎(052)715-3068 ホームページ <http://www.aibsc.jp/> 電子メール info-torihiki@aibsc.jp
- 下請取引上の相談
(公財) あいち産業振興機構 下請かけこみ寺 (愛知県産業労働センター14階)
☎0120-418-618

試験研究機関に技術相談をしたいとき

- | | | |
|---------|--------------------------------|------------------|
| 工業一般・・・ | あいち産業科学技術総合センター共同研究支援部 | ☎ (0561) 76-8315 |
| (下記以外) | あいち産業科学技術総合センター産業技術センター | ☎ (0566) 24-1841 |
| 窯業・・・ | あいち産業科学技術総合センター産業技術センター常滑窯業試験場 | ☎ (0569) 35-5151 |
| | あいち産業科学技術総合センター産業技術センター三河窯業試験場 | ☎ (0566) 41-0410 |
| | あいち産業科学技術総合センター産業技術センター瀬戸窯業試験場 | ☎ (0561) 21-2116 |
| 食品・・・ | あいち産業科学技術総合センター食品工業技術センター | ☎ (052) 325-8091 |
| 繊維・・・ | あいち産業科学技術総合センター尾張繊維技術センター | ☎ (0586) 45-7871 |
| | あいち産業科学技術総合センター三河繊維技術センター | ☎ (0533) 59-7146 |